

建築物・工作物の新築や増改築、塗り替えなどを行う場合 景観法に基づく届け出が必要です

建設課まちづくり整備室 ☎(25)1175

鳥羽市景観計画では、市全域を景観計画区域とし、7つのゾーンのいずれかに指定しています。みなと(沿道)ゾーン・42号沿道ゾーン・パールロード沿道ゾーンについては原則すべての行為について、また、その他のゾーンでは一定規模以上の行為について、色彩などは配慮事項である景観形成基準が適用されるため事前に建設課まちづくり整備室への届け出が必要です。

※届け出をしない場合や虚偽の届け出をした場合、景観法の罰則が適用されることがあります。



鳥羽市景観条例に基づく行為の届け出について



山地	海岸と島	みなとまち	167号沿道	届け出は不要です	面積で届け出が必要です	高さで届け出が必要です
みなと(沿道)	42号沿道	パールロード		全て届け出が必要です		

外観をリフォームしたい

増改築がしたい



屋根を葺き替えたい

外壁を塗り替えたい

景観法では届け出後、30日を経過するまで原則工事に着手できません。余裕を持って届け出ができるようにはまず建設課まちづくり整備室に気軽に相談してください。

「マイクログレッション」は、直訳すれば「小さな攻撃性」ですが、「発する側には相手を傷つけたら差別したりする意図はないけれども、受け取る側には『不定・疎外・侮辱』といったメッセージとなるような言葉や行動のこゝろを意味します。これを日常的に短い間隔で連続的に受けることで、やる気や力を奪われるだけでなく、被害者の人生のさまざまな場面で悪影響をもたらします。「マイクログレッション」という言葉の意味は、「さ



Vol.215
教育委員会生涯学習課
☎(25)1268

「小さな攻撃性」と「無意識の偏見・思い込み」人権に関する研修の場や啓発の記事などで「マイクログレッション」という言葉をよく聞くようになりました。また、その言葉とともに「アンコンシヤス・バイアス」という言葉も取り上げられます。

「小さな」ですが、それは問題の大小を意味するものではなく、した側、された側ともに、今差別に及んだあるいは差別的な言動・扱いを受けたということから自覚認識しにくいという意味があります。

その「マイクログレッション」を引き起こす背景には、「アンコンシヤス・バイアス」(無意識の偏見・思い込み)が大きな要因として存在します。「アンコンシヤス・バイアス」は、自分の経験や習慣、育った環境などによって、自分も気づかないうちに持つようになった物事の見方や考え方の偏りや思い込みのことを指します。これは誰もが持っているものですが、問題なのは、そこから派生した言葉や行動が「マイクログレッション」となり、相手を傷つけ差別することにつながっていく場合があるということです。

さまざまな人権課題を「自分事」としてとらえ、「差別をなくす当事者」として行動するために、まず、自分の中にある「無意識の偏見・思い込み(アンコンシヤス・バイアス)」を見つめなおしてみませんか。その中で気づいたことが、差別を見抜く力になり、差別をなくす行動につながっていくと思います。